

## 原子力委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範

平成26年4月8日

原子力委員会決定

- 1 委員長及び委員は、遵守すべき倫理行動規準及び倫理の保持に必要な措置として、国家公務員倫理法第3条及び国家公務員倫理規程第1条から第9条（倫理監督官に関する部分を除く。）並びに国家公務員倫理法第6条から第9条（国家公務員倫理審査委員会に関する部分を除く）を参酌し、国民の疑惑・不信を招くことなく職務を遂行するものとする。この際、参酌する各条における「利害関係者」は「原子力事業者等<sup>(注)</sup>」と読み替えることとする。
- 2 委員長及び委員は、子弟の進学や病気等の合理的な理由によりやむを得ない場合を除き、株式等の取引を自粛するものとする。
- 3 委員長及び委員は、その在任中、原子力事業者等からの寄附を受けてはならない。
- 4 委員長及び委員は、その就任時に、直近3年間の個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附金額について、事業者等ごとに事業者等の名称とともに公表するものとする。  
また、現在大学に所属しているか、直近3年間に大学に所属していた委員長及び委員については、研究を指導していた学生の原子力事業者等への就職者数についても、事業者等ごとに事業者等の名称とともに公表するものとする。

### 附 則

委員長及び委員の兼業の許可に関しては、原子力委員会設置法第11条第1項の規定による。

#### (注) 原子力事業者等

- ・原子力災害対策特別措置法第2条第3項の原子力事業者（大学を除く）及びその子会社
- ・原子炉設備メーカー及びその子会社
- ・電気事業連合会、一般社団法人日本電機工業会、一般財団法人電力中央研究所、一般社団法人日本原子力産業協会等の原子力事業者の団体（原子力事業者から運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が原子力事業者等である団体）